

## 昭島市リユース食器貸出事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内においてイベント等を開催する団体に対して、リユース食器の貸出しをすることにより、ごみの減量及び地球温暖化防止に資することを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) イベント等 祭礼行事、催し物、式典等で飲食を伴うものをいう。
- (2) 団体 市内の自治会、子供会、老人会及び市長が認める団体をいう。
- (3) リユース食器 繰り返し洗浄して利用できる食器をいう。

### (対象者)

第3条 リユース食器の貸出しを受けることができる者は、自らが市内で主催するイベント等において飲食物を提供しようとする団体とする。

### (貸出物品)

第4条 貸出しをするリユース食器は、別表のとおりとする。

### (貸出期間)

第5条 リユース食器の貸出期間は、原則としてイベント等を開催する日（以下「開催日」という。）の前後の開庁日（昭島市の休日を定める条例（平成元年昭島市条例第3号）第2条第1項各号に掲げる市の休日（以下「休日等」という。）以外の日をいう。）となる貸出日から返却日までとする。

### (貸出回数)

第6条 リユース食器の貸出利用は、同一年度につき4回までとする。

### (予約手続)

第7条 リユース食器の貸出しを受けようとする者（以下「利用者」という。）は、開催日の2週間前の日（この日が休日等に当たる場合は、この日の翌日以後の開庁日）までに、環境部環境課（以下「担当課」という。）に予約を行うとともに、速やかに昭島市リユース食器利用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

### (貸出場所及び返却場所)

第8条 リユース食器の貸出場所及び返却場所は、担当課とする。

### (回収場所の確保等)

第9条 利用者は、リユース食器を利用する場合は、回収場所をイベント等の会場内に確保し、及び担当課が貸し出すリユース食器回収所ののぼり旗を設置し回収場所を明らかにするとともに、リユース食器使用中ののぼり旗を設置し啓発に努めるものとする。

(返却方法)

第10条 利用者は、使用したリユース食器を担当課が指定した返却ボックスに収納するとともに、指定した場所に返却するものとする。

(貸出料)

第11条 利用者への貸出料は、無料とする。

(遵守事項)

第12条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令を遵守すること。
- (2) 食品及び食器の衛生管理に努め、飲食に起因する衛生上の事故を発生させないこと。
- (3) リユース食器の使用は、1回限りとすること。
- (4) リユース食器を確実に回収できる措置を講ずること。
- (5) リユース食器は、申請したイベント等で予定している飲食物以外には使用しないこと。

(使用の禁止)

第13条 市長は、利用者が前条各号に掲げる事項を遵守しない場合は、当該リユース食器を直ちに返却させることができる。

(紛失等)

第14条 利用者は、リユース食器の全部若しくは一部を紛失し、又は破損した場合は、返却時に担当課へ連絡するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。(第6条を追加)

別表（第4条関係）

皿 L（直径27cm）
皿 M（直径22cm）
皿 S（直径19cm）
皿 SS（直径17cm）
どんぶり L（1,100cc）
どんぶり M（550cc）
おわん（200cc）
コーヒーカップ
コップ（280ml）
コップ（450ml）
箸
カレースプーン
ティースプーン

# 昭島市リユース食器利用申請書

年 月 日

(宛先)昭島市長

昭島市リユース食器貸出事業実施要綱第6条の規定に基づき、利用申請書を提出します。

団体名			
イベント名		使用日	年 月 日
担当者名			
電話番号		今年度利用回数	回目
貸出日(予定)	年 月 日	返却日(予定)	年 月 日

~~~~ 以下の表に数量をご記入ください。~~~~

《記入上の注意》

数量は、10単位でご記入ください。

| 数量をご記入ください。     | 数 量 |
|-----------------|-----|
| 皿L(直径27cm)      |     |
| 皿M(直径22cm)      |     |
| 皿S(直径19cm)      |     |
| 皿SS(直径17cm)     |     |
| どんぶりL(1, 100cc) |     |
| どんぶりM(550cc)    |     |
| おわん             |     |

| 数量をご記入ください。 | 数 量 |
|-------------|-----|
| コーヒーカップ     |     |
| コップ(280cc)  |     |
| コップ(450cc)  |     |
| 箸           | 膳   |
| カレースプーン     |     |
| ティースプーン     |     |

◆◆◆ リユース食器を利用される際は、次のことをご守りください。 ◆◆◆

- ◇ 同一年度内の利用回数は、4回までとすること。
- ◇ 食品衛生法等の関係法令を遵守すること。
- ◇ 食品及び食器の衛生管理に努め、飲食に起因する衛生上の事故を発生させないこと。
- ◇ リユース食器の使用は、1回限りとすること。
- ◇ 使用したリユース食器は、洗浄せずそのまま返却すること。
- ◇ リユース食器を確実に回収、返却できるよう措置を講ずること。
- ◇ リユース食器を申請した目的以外に使用しないこと。

【申請いただいた団体様へお願い】

イベントの開催に併せて、環境課から『リユース食器回収所』と『リユース食器使用中』のぼり旗を貸し出しますので、会場において設置していただくようお願いします。

《発注者記入欄》

発注先 : \_\_\_\_\_

発注日 : \_\_\_\_\_ 年 月 日

担当者 : \_\_\_\_\_

受託者 : \_\_\_\_\_ 様